

## 「寿司といえば、富山」ロゴマークの使用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「寿司といえば、富山」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、ロゴマークとは、別記『「寿司といえば、富山」ロゴマークデザインマニュアル』（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークの使用許可及び管理は、富山県（以下「県」という。）が行う。

### (使用承認の申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ富山県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体が営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用する場合
- (4) その他知事がその使用を適当と認めた場合

2 ロゴマークを使用しようとする者は、「寿司といえば、富山」ロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、知事に提出するものとする。

### (使用承認)

第5条 知事は、前条第2項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、「寿司といえば、富山」や富山県のイメージアップ又はブランド力の向上に資するものと認められるときは、使用を承認するものとする。ただし、ロゴマークを食品で使用する場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限り承認するものとする。

- (1) 県産品又は主な原材料が県内産であること。
- (2) 県内で加工されたもの又は県内事業者が加工したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、承認をしないものとする。

- (1) 富山県の信用又は品位を害するものと認められるとき
- (2) 「寿司といえば、富山」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき
- (4) マニュアルに合致していないと認められるとき
- (5) 第三者の利益を害するものと認められるとき
- (6) 特定の政治活動や宗教活動、暴力団活動に関するものと認められるとき

- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (8) ロゴマークの使用によって、特定の商品等の品質や安全性等を保証するものと誤認を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (9) その他知事がロゴの使用について不相当と認めるとき

3 県は、第5条第1項の規定により使用承認を受けた者に対し、ロゴマークのデータ等を電子メールで送信するものとする。

(使用承認の条件)

第6条 知事は、前条第1項の規定により使用を承認するときは、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条第1項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用承認を受けた者」という。）等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容の範囲内でロゴマークを使用すること。
- (2) マニュアルに従い、正しくロゴマークを使用すること。
- (3) 県が求めた場合は、ロゴマークの使用状況について報告すること。また、県に提出を求められた商品及びその他資料等を提出すること。

(使用承認期間)

第8条 ロゴマークの使用承認期間は、第5条第1項の規定により使用承認を受けた日から、最長でその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項に規定する使用承認期間の満了後において、引き続き使用するときは、改めて第5条第1項による使用承認を受けなければならない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料については、当分の間、無料とする。

(使用承認の変更)

第10条 使用承認を受けた者が、使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ「寿司といえ、富山」ロゴマーク使用変更申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 知事は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用承認を取り消すことができる。

- (1) この規程又は使用承認の内容に違反していると認められるとき
- (2) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったと認められるとき

- (3) 使用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用されると認められるとき
  - (4) その他ロゴマークの使用が適当でないとき
- 2 知事は、使用承認を受けた者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの
- 3 県は、使用承認を受けた者が第1項又は前項の規定により使用承認を取り消され、これにより使用承認を受けた者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（経費等の負担）

第12条 県は、この規程による使用承認の申請に要した費用、若しくは使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

- 第13条 県は、第5条第1項の規定によりロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 ロゴマークの使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（適正使用の確保）

第14条 県は、ロゴマークの使用状況について、ロゴマークの使用者に対し、必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができる。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月29日から施行する。